

越監告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、市民福祉部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

令和3年3月22日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

- 1 実施基準 越前市監査基準等に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

保険年金課	令和3年	1月12日(火)～	1月14日(木)
窓口サービス課		1月15日(金)～	1月19日(火)
子ども福祉課 (子ども・子育て総合相談室含む)		1月21日(木)～	1月25日(月)
社会福祉課		2月1日(月)～	2月3日(水)
長寿福祉課 (地域包括支援センター含む)		2月12日(金)～	2月16日(火)
健康増進課 (生活習慣病対策室含む)		2月17日(水)～	2月19日(金)
- 4 監査の対象
 - ①保険年金課、窓口サービス課、子ども福祉課、社会福祉課
平成31年4月から令和2年11月末日までの所管業務全般
 - ②長寿福祉課、健康増進課
平成31年4月から令和2年12月末日までの所管業務全般
- 5 監査の着眼点
財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行

われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント③債権回収事務を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査基準に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、所管課に対して口頭にて指導し改善を促した。